

報告第4号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月12日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

(産業環境部関係)

1	専 決 年 月 日	令和 5 年 3 月 3 1 日
	相 手 方	株式会社山治紙業
	損害賠償の額	4 , 0 7 0 円
	概 要	令和 5 年 1 月 1 6 日午後 2 時 3 0 分頃、豊川市清掃工場内において、職員の運転する自動車相手方の運転する自動車に接触し、当該自動車の一部が破損した。

(建設部関係)

1	専決年月日	令和5年3月24日
	相手方	豊川市在住の60代女性
	損害賠償の額	402,600円
	概要	令和4年12月14日午後0時5分頃、豊川市西桜木町2丁目24番1地先の市道において、突風により折れた街路樹の枝が相手方の運転する自動車に当たり、当該自動車の一部が破損した。
2	専決年月日	令和5年4月14日
	相手方	蒲郡市在住の70代女性
	損害賠償の額	7,377円
	概要	令和5年2月21日午後2時頃、豊川市御津町西方松本22番2地先の市道において、相手方の運転する自動車のタイヤが道路の端の舗装の欠けた箇所に落ち、当該自動車の一部が破損した。

(教育委員会関係)

1	専 決 年 月 日	令和 5 年 3 月 2 4 日
	相 手 方	豊川市在住の 5 0 代男性
	損害賠償の額	1 6 8 , 8 3 9 円
	概 要	令和 5 年 1 月 2 4 日午後 2 時頃、豊川市桜町 3 丁目 1 番 5 地先の県道において、職員の運転する自動車相 手方の運転する自動車に接触し、当該自動車の一部が 破損した。